

○土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則

昭和51年12月27日

規則第18号

改正 昭和58年3月31日規則第9号

昭和59年10月1日規則第28号

昭和62年3月28日規則第5号

平成3年3月30日規則第1号

平成4年1月29日規則第1号

平成6年9月30日規則第28号

平成7年3月31日規則第10号

平成7年9月19日規則第30号

平成8年11月12日規則第28号

平成9年12月26日規則第45号

平成10年10月7日規則第22号

平成11年3月29日規則第17号

平成11年8月25日規則第27号

平成11年12月28日規則第40号

平成12年3月31日規則第12号

平成12年12月28日規則第60号

平成13年3月27日規則第4号

平成14年9月30日規則第45号

平成15年3月27日規則第13号

平成16年6月3日規則第29号

平成17年3月23日規則第8号

平成17年3月31日規則第20号

平成17年10月31日規則第51号

平成18年6月30日規則第82号

平成20年3月31日規則第8号

平成20年6月27日規則第37号

平成20年11月17日規則第51号

平成21年6月30日規則第31号

平成23年3月31日規則第15号

平成24年8月2日規則第44号

平成26年9月30日規則第61号

平成27年12月22日規則第79号

注 平成8年11月から改正経過を注記した。

土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和48年土浦市規則第13号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、土浦市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年土浦市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(平15規則13・一部改正)

(受給者証の交付申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、あらかじめ医療福祉費受給者証(交付・更新)申請書(台帳兼用)(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 条例第5条第1項の規定に該当する者で、同条第3項の規定の適用により医療福祉費の支給を受けられるものにあつては、同項に規定する事実を明らかにすることができる書類

(2) 本市に転入した者にあつては、条例第5条に規定する所得を証明するに足る書類

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員及び被扶養者にあつては、その旨を証する書類

- (2) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その妊娠を証する書類
- (3) 条例第2条第3号ア(イ)に該当する者にあつては、その障害の程度を証する書類
- (4) 条例第2条第3号ア(ウ)に該当する者にあつては、その在学を証する書類
- (5) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類

4 条例第3条に定める対象者に該当する期間内にあり、医療福祉費受給者証に記載された有効期間を更新しようとする場合において、第1項の申請書に記載すべき全ての事項について、公簿等により確認することができるときは、申請書の提出を省略することができるものとする。

(平9規則45・平10規則22・平17規則51・平18規則82・平20規則8・平20規則37・平21規則31・平23規則15・平26規則61・平27規則79・一部改正)

(受給者証の交付)

第4条 市長は、前条に規定する申請書に基づいて、医療福祉費受給者証の交付(医療福祉費受給者証を更新する場合を含む。)を申請した者(以下この条において「申請者」という。)が条例第3条に規定する対象者であり、かつ、条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは、申請者に次に掲げる医療福祉費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者にあつては、医療福祉費受給者証(様式第2号)
- (2) 条例第2条第1号に該当する者(条例第4条第6項の適用を受ける妊産婦を除く。)にあつては、妊産婦受給者証(様式第2号の2)
- (3) 条例第2条第1号に該当する者のうち前号の適用を受けない妊産婦に該当する者にあつては、妊産婦医療福祉費受給者証(様式第2号の3)

(平8規則28・平21規則31・平23規則15・平24規則44・一部改正)

(受給者証の再交付申請)

第5条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)又は条例第4条第5項に規定する保護者等(以下「保護者等」という。)は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、医療福祉費受給者証再交付申請書(様式第3号)を提出して、その再交付を申請することができる。

- 2 受給者証を破り、又は汚した場合には、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。
- 3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(平8規則28・平10規則22・平13規則4・平17規則51・平20規則8・一部改正)

(医療福祉費の支給申請)

第6条 条例第4条第5項の規定による申請は、次に掲げる申請書を市長に提出して行うものとする。

(1) 第4条第1項第1号及び第3号に掲げる者にあつては、医療福祉費支給申請書(様式第4号)

(2) 第4条第1項第2号に掲げる者にあつては、妊産婦医療費支給申請書(様式第4号の2)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 条例第4条第6項に規定する保険医療機関等(以下「保険医療機関等」という。)の発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは附加給付金の支給証明書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するに当たっては、受給者証を提示しなければならない。

(平10規則22・平13規則4・平17規則51・平18規則82・平20規則8・平21規則31・平23規則15・一部改正)

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の規定に基づいて、医療福祉費の受給を申請した者(以下この条において「申請者」という。)から申請があったときは、その内容を審査の上、当該申請に係る支給額を決定し、医療福祉費支給決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(平20規則8・平20規則51・平23規則15・一部改正)

(受療の手続)

第8条 受給者は、条例第4条第6項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

(平8規則28・平9規則45・平10規則22・平12規則12・平13規則4・平14規則45・平15規則13・平16規則29・平17規則51・平18規則82・平20規則8・平20規則37・平21規則31・平23規則15・平24規則44・一部改正)

(災害等による損失等の計算の方法)

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(昭和58年政令第6号)第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令

(昭和38年政令第247号)第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。

(届出事項等)

第10条 条例第6条に規定する規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し次に掲げる事項に変更があった場合とし、同条による届出は、医療福祉費受給資格等変更届(様式第6号)に受給者証を提示して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 条例第5条に規定する扶養義務者
- (4) 条例第5条に規定する所得の額
- (5) 条例第2条第1号に定める者の支払希望金融機関等
- (6) 条例第2条第3号ア(イ)に定める者の障害の程度
- (7) 条例第2条第3号ア(ウ)に定める者の在学の状況
- (8) 条例第2条第5号に定める者の障害の程度
- (9) 受給者が加入している国民健康保険又は医療保険(以下「加入保険」という。)の世帯主又は被保険者若しくは組合員
- (10) 加入保険の保険者及びその所在地又は名称
(平9規則45・平10規則22・平18規則82・平20規則8・平20規則37・平21規則31・平23規則15・平24規則44・平26規則61・一部改正)

(第三者の行為による被害の届出)

第11条 医療福祉費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、受給者又は保護者等は、第三者の行為による被害届(様式第7号)を速やかに市長に届け出なければならない。

(平20規則8・平24規則44・一部改正)

(添付書類の省略)

第12条 市長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(平20規則8・一部改正)

(受給者証の返還)

第13条 受給者が条例第3条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(平20規則8・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和52年1月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則施行の際、現に改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第4条の規定により交付されている受給者証は、この規則第4条の規定により交付された受給者証とみなし、旧規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、この規則の相当規定によりなされた手続とみなす。

付 則(昭和58年3月31日規則第9号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第6号に係る改正規定は、昭和58年4月1日以降の診療分から適用する。
- 2 この規則による改正後の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

付 則(昭和59年10月1日規則第28号)

- 1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定にかかわらず、この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。ただし、この規則の施行日以後に新たに医療福祉費の支給の対象となる者に係る医療福祉費請求書及びこの規則の施行日前に受給者証の交付を受けている者に対するこの規則の施行日以後に交付する医療福祉費請求書については、改正後の規則の規定に基づく様式を使用するものとする。

付 則(昭和62年3月28日規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式第6号については、この規則による改正後の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

付 則(平成3年3月30日規則第1号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成4年1月29日規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成4年1月1日から適用する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式第6号については、新規則の規定にかかわらず、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

付 則(平成6年9月30日規則第28号)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成7年3月31日規則第10号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定は、平成6年10月1日から適用する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成7年9月19日規則第30号)

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成8年11月12日規則第28号)

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

付 則(平成9年12月26日規則第45号)

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成10年10月7日規則第22号)

- 1 この規則は、平成10年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成11年3月29日規則第17号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成11年8月25日規則第27号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成11年12月28日規則第40号)

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

付 則(平成12年3月31日規則第12号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月28日規則第60号)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成13年3月27日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定は、平成13年1月1日から適用する。

付 則(平成14年9月30日規則第45号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

付 則(平成15年3月27日規則第13号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定(同条第1項の改正規定中「4歳」を「5歳」に改め「次項において同じ。」を削る部分、同条第4項の改正規定中「4歳」を「5歳」に改める部分及び様式第6号の4の改正規定中「3歳児」の次に「又は4歳児」を加える部分に限る。)は、平成15年7月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成16年6月3日規則第29号)

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成17年3月23日規則第8号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成17年3月31日規則第20号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成17年10月31日規則第51号)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成18年6月30日規則第82号)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

付 則(平成20年3月31日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則に定める様式に基づいて作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成20年6月27日規則第37号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

付 則(平成20年11月17日規則第51号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則に定める様式に基づいて作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成21年6月30日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- (経過措置)

- 2 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例(平成21年土浦市条例第13号)による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第3条に規定する対象者であった改正前の条例第2条第1号に規定する妊産婦であって、改正前の条例第4条の規定により市が医療福祉費の支給を行っていたものについては、この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)は、この規則の施行の日から出産(流産を含む。)のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの間においては、なおその効力を有する。
- 3 改正前の規則に定める様式に基づいて作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成23年3月31日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例(平成23年土浦市条例第3号)による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年土浦市条例第42号。以下「改正前の条例」という。)第3条に規定する対象者(改正前の条例第2条第2号に規定する対象疾病該当妊産婦に限る。)であって、改正前の条例第4条の規定により市が医療福祉費の支給を行っていたものについては、この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)は、この規則の施行の日から出産(流産を含む。)のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの間においては、なおその効力を有する。
- 3 改正前の規則に定める様式に基づいて作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成24年8月2日規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の土浦市医療福祉費支給に関する条例施行規則に定める様式に基づいて作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則(平成26年9月30日規則第61号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

付 則(平成27年12月22日規則第79号)
この規則は、平成28年1月1日から施行する。

医療福祉費受給者証(交付・更新)申請書(台帳兼用)

年度		作成日		1 削除 2 新規 3 修正		84. 小児 86. 妊産婦 83. 重度心身障害者 85. 65歳以上重度心身障害者 87. 父子家庭		90. 小児特例 96. 妊産婦特例		区分	公費負担 受給者番号									
記録	1 受給者	個人番号	受給者記載欄	氏名(宛名番号)	性別	生年月日	続柄	住所コード	番地	標方	世帯コード									
	2 配偶者・母																			
	3 扶養義務者																			
	4 被保険者																			
所得控除	1 受給者	前年の所得(控除前)	前年の所得(控除後)	雑損	医療費	社保・定額控除	小規模共済	本障害特例	扶他特	老特	産学扶	老扶	特定	免除額	災害医療費	控除後の判定所得	非課税	課税	判定	判定額
	2 配偶者(父・母)																			
	3 扶養義務者																			
加入医療保険	1	保険者コード	種別	退職区分	保険区分	取得年月日	喪失年月日	被保険者証又は組合員証の記号番号		保険種別の内容		退職区分の内容		保険区分の内容						
	2									1 協会 2 組合 3 日雇 4 船員	5 共済 6 国保 7 国組 8 後期	1 本人 2 被扶養者	1 本人 2 家族							
	3									開始	終了	年度								
	4									最新 有効期間 前回	非課税									
保険者 名称・所在地																				
口座項目	銀行コード	支店コード	科目	口座番号	口座名義人(カナ)				妊産婦	出産予定日	妊娠届出日									
資格	取得事由	取得年月日	喪失事由	取得年月日	その他のあて名メモ		電話番号	上記のとおり医療福祉費受給者証の交付(更新)を申請します。				備考								
	事由内容	1新規 2転入 3生保非該当 4離婚	5障害等 6死別 7高校等在学 8その他	事由内容	1死亡 2転出 3生保該当 4婚姻 8 その他	メモ欄1	住所	申請者氏名												
審査		1課税台帳	2戸籍簿	3住民票	4国保台帳・被保険者証	5国民年金等台帳														
附加給付の状況		現物	有・無(代理有・無)	有・無(代理有・無)	償還	有・無														

様式第2号(第4条関係)

(表面)

 医療福祉費受給者証			
公費負担者番号			
受給者番号			
被保険者証等の記号及び番号			
保険種別			
保険者番号			
受給者	住所		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	男・女
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
発行機関名及び印	茨城県土浦市 		
交付年月日	年 月 日		

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、土浦市医療福祉費支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 医療福祉費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印章を持参してください。
- 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに土浦市役所に届け出てください。
- 4 生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに土浦市役所へ返還してください。
- 5 その他お分かりにならないことは、土浦市役所〇〇課〇〇係(電話 代表 826-1111)へお尋ねください。

様式第2号の2(第4条関係)

(表面)

㊦ 妊産婦受給者証		
受給者番号	_____	
被保険者証等の 記号及び番号	_____	
保険種別	_____	
保険者番号	_____	
受給者	住所	_____
	氏名	_____
	生年月日	_____年 ____月 ____日 男・女
有効期間	_____年 ____月 ____日から 出産日の翌月末日まで (出産予定日 _____年 ____月 ____日)	
発行機関名 及び印	土 浦 市 ㊦	
交付年月日	_____年 ____月 ____日	

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、土浦市医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書、医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書(医療費のお知らせ)、振込口座の分かるもの及び印章を持参してください。
- 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに土浦市役所へ届け出てください。
- 4 受給資格がなくなったとき、生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに土浦市役所へ返還してください。
- 5 その他お分かりにならないことは、土浦市役所〇〇課〇〇係(電話 代表 826—1111)へお尋ねください。

様式第2号の3(第4条関係)

(表面)

㊦ 妊産婦医療福祉費受給者証 ◎この証は、原則として産科・婦人科を標榜する医療機関を受診するときのみ有効です。			
公費負担者番号			
受給者番号			
被保険者証等の記号及び番号			
保険種別			
保険者番号			
受給者	住所		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	男・女
有効期間	(出産予定日	年 月 日から 出産日の翌月末日まで 年 月 日)	
発行機関名及び印	茨城県土浦市 ㊥		
交付年月日	年 月 日		

(裏面)

注 意 事 項

- 1 この証は、土浦市医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
 - 2 医療福祉費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書、医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印章を持参してください。
 - 3 加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに土浦市役所へ届け出てください。
 - 4 受給資格がなくなったとき、生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに土浦市役所へ返還してください。
 - 5 その他お分かりにならないことは、土浦市役所〇〇課〇〇係(電話 代表 826-1111)へお尋ねください。
- ◎ 妊娠の継続と安全な出産のために他診療科等の検査、診断、治療を要する場合は、産科・婦人科を標榜する医療機関から紹介がある場合は対象となります。

様式第3号(第5条関係)

医療福祉費受給者証再交付申請書

医療福祉費 受給者証 記号番号		対 象 者 氏 名	
		生 年 月 日	年 月 日
		個 人 番 号	
再交付申請 の 理 由	紛失・未着・その他		
誓 約 書			
受給者証を発見したときは、直ちに返納します。受給者証紛失のために生じた事故については、貴市に負担をかけることを誓約いたします。			
受給者			
上記のとおり申請します。			
年 月 日			
(申請先)土浦市長			
申 請 者 住 所			
〔受給者又は 保護者等〕 氏 名			

様式第4号(第6条関係)

㊦ 医療福祉費支給申請書				
㊦ 受給者証 記号番号			受給者氏名	
			生年月日	年 月 日
			個人番号	
被保険者証 記号番号			保険種別	
			保険者名	
医療機関等の所在地及び名称又は氏名				
医療等の内容	医科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コルセット その他()	医療等を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで	
医療機関で支払った金額 (医療保険各法の一部負担の額)		円		
上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。 年 月 日 (申請先)土浦市長 申請者 住所 (受給者又は保護者) 氏名 印 電話				
(注)1 添付書類 ① 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書及び診療明細書若しくは調剤明細書 ② 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書 2 申請者が医療機関等で支払った金額から外来自己負担金額、入院自己負担金額、他法による公費負担額、高額療養費等を控除した額が支給されます。 3 ※欄は、市で記入します。				

※ 支給 内 訳	領収書等の金額		患者負担割合金額				
	円		①	②	③		
	控除額内訳	外来自己負担金額		円	附加給付額	円	
		他法公費負担額		円	その他の (入院自己負担金額)	円	
		高額療養費		円	控除額計 ④	円	
	交付決定額		①+②+③-④				円

様式第4号の2(第6条関係)

㊦ 妊産婦医療費支給申請書					
㊦ 受給者証 記号番号			受給者氏名		
			生年月日	年 月 日	
			個人番号		
被保険者証 記号番号			保険種別		
			保険者名		
医療機関等の所在地及び名称又は氏名					
医療等の内容	医科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コルセット その他()	医療等 を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで		
医療機関で支払った金額 (医療保険各法の一部負担の額)		円			
上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。 年 月 日 (申請先)土浦市長 申請者 住所 (受給者又は保護者) 氏名 印 電話					
(注)1 添付書類 ① 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書及び診療明細書若しくは調剤明細書 ② 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書 2 申請者が医療機関等で支払った金額から外来自己負担金額、入院自己負担金額、他法による公費負担額、高額療養費等を控除した額が支給されます。 3 ※欄は、市で記入します。					
※ 支給 内 訳	領収書等の金額		患者負担割合金額		
	円		① 円	② 円	
	控除 額 内 訳	外来自己負担金額	円	附加給付額	円
		他法公費負担額	円	その他の (入院自己負担金額)	円
		高額療養費	円	控除額計 ④	円
交付決定額		①+②+③-④ 円			

医療福祉費支給決定通知書

年 月 日

様

土浦市長 印

年 月 日付で申請のありました 様にかかる医療福祉費について、審査の結果、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

なお、この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に土浦市に対して異議申立てをすることができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内(この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、土浦市を被告として(訴訟において土浦市を代表する者は、土浦市長となります。)、提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合にあっては、その異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

1 承認

支給額 円
支払期日 月 日(時～ 時)

上記のとおり支給を決定しましたので、受給者証及び印章を持参の上、土浦市役所〇〇部〇〇課へおいでください。

2 不承認 一部不承認

理由

様式第6号(第10条関係)

医療福祉費受給 資格等変更届	公費者負担番号/受給者番号		受給者氏名	
			個人番号	
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	
氏名	ふりがな -----	ふりがな -----		
住所				
扶養義務者	対象者又はその父母との続柄()	対象者又はその父母との続柄()		
所得	円	円		
支払希望金融機関等	金融機関名 預金種類 口座番号 口座名義人氏名	金融機関名 預金種類 口座番号 口座名義人氏名		
障害の程度	級	級		
高校等在学状況	学校名等	学校名等		
加入保険の世帯主 被保険者・組合員	世帯主 被保険者 組合員	世帯主 被保険者 組合員		
保険者の種別 名所在	国・退・協会・組・船・ 共・国組・後期	国・退・協会・組・ 船・共・国組・後期		
被保険者証等の 記号番号				
<p>医療福祉費受給資格の内容等について、変更がありましたので、受給者証を添えて、上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>(届出先)土浦市長</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名</p>				

様式第7号（第11条関係）

第三者の行為による被害届

公費負担者番号		対象者 氏名	男・女
受給者番号		生年月 日	明・大・昭・平 年 月 日生
その事故の要旨等（日時，場所，状況等）			
疾病又は負傷の状況			
第三者の住所（居所）及び氏名（名称），第三者が明らかでないときは，その旨			
示談の有無			
損害賠償金の額			
上記金額の受領年月日（見込）			
<p>上記のとおり届けます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>（宛先）土浦市長</p> <p style="text-align: right;">届出人 受給者又は 住所 保護者等 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">（注）押印は，署名（自筆）の場合は，必要ありません。 押印をぼ印に代えることは，差し支えありません。</p>			

様式第1号(第3条関係)

(平17規則51・全改, 平20規則8・平20規則51・平21規則31・平23規則15・平24
規則44・平27規則79・一部改正)

様式第2号(第4条関係)

(平23規則15・全改)

様式第2号の2(第4条関係)

(平23規則15・平24規則44・全改)

様式第2号の3(第4条関係)

(平23規則15・全改)

様式第3号(第5条関係)

(平11規則27・平17規則8・平17規則20・平20規則8・平27規則79・一部改正)

様式第4号(第6条関係)

(平23規則15・全改, 平27規則79・一部改正)

様式第4号の2(第6条関係)

(平23規則15・全改, 平24規則44・平27規則79・一部改正)

様式第5号(第7条関係)

(平17規則51・全改, 平20規則8・平21規則31・一部改正)

様式第6号(第10条関係)

(平9規則45・平10規則22・平11規則27・平12規則60・平17規則8・平17規則20・
平20規則8・平20規則51・一部改正, 平24規則44・旧様式第7号繰上, 平27規則79・
一部改正)

様式第7号(第11条関係)

(平26規則61・全改)